



Tax Card 2022

(日本語版)

Tax Services

kpmg.cz
KPMG in the Czech Republic

法人所得税

・ 法人税率	19%
・ 適格投資ファンド	5%
・ 年金基金	0%

耐用年数

有形固定資産	年数
1 IT機器、工具等	3
2 オフィス機器、一部の機械装置、車両	5
3 機械装置(産業用設備等の大規模なもの)等	10
4 パイプライン等	20
5 建物(区分6以外のもの)	30
6 商業ビル、ホテル、デパート等	50

減価償却方法としては、定額法または加速償却法を用いることが認められています。減価償却グループ1～3に属する特定の新規資産の減価償却費は、初年度に10%、15%または20%増加させることができます。

さらに、納税者は2020年1月1日から2021年12月31日までに取得した税務上の減価償却グループ1および2に分類される資産について、特別償却を実施することが可能です。このような資産は、税務上、12ヵ月(税務上の減価償却グループ1に分類される固定資産)または24ヵ月(税務上の減価償却グループ2に分類される固定資産)で減価償却することができます。

太陽光エネルギーの生産に使用される固定資産は、240ヵ月間の定額法で減価償却しなければなりません。

無形資産の減価償却

下図は、2019年12月31日以前に取得した無形資産の税務上の償却年数をまとめたものです。

	月数
・ オーディオビジュアル関連資産	18
・ ソフトウェア、研究開発費	36
・ その他無形資産	72
・ のれん	180

無形固定資産の減価償却方法は、定額法のみが認められます。

法人所得税における無形固定資産の区分は、2021年1月1日より廃止されました。このような資産の税務上の減価償却は、会計上の減価償却と一致します。

2020年に取得した無形資産は、納税者の判断により、どちらの減価償却を採用することも可能です。

欠損金の利用

- 税務上の損失は、最大5年間繰り越すことができます。
- 3,000百万 CZK を上限とする税務上の損失は、税務上の損失が決定された課税期間の直前の2課税期間に利用することができます。
- 連結納税は適用できません。

税務上の非居住者の所得に対する源泉税

例示:

・配当	35/15/0%
・利子	35/15/0%
・ロイヤリティ	35/15/0%
・オペレーティングリース	35/15%
・ファイナンスリース	35/5%

源泉税の税率は、租税条約によって軽減される場合があります。チェコ共和国が租税条約または情報交換条約を締結していない国の居住者への支払いには、35%の税率が適用されます。源泉税は通常、支払側が負債を計上したときに支払義務が生じます。

EUおよびEEA諸国で、源泉税の対象となる所得(配当金を除く)を受け取る側は、確定申告において源泉税を最終的な納税額から差し引くことができます。

資本参加免税

チェコの親会社またはEU企業の恒久的施設が、EUおよびEEA諸国またはスイスに登録された子会社から受け取る配当金は、一定の条件(特定の法的形態、10%以上の株式保有、12ヶ月間の株式継続保有、非課税ではない事業体等)を満たす限り、非課税となります。また、チェコ共和国と租税条約を締結している他国が居住者となっている子会社からの受取配当金も、その利益に12%以上の法人税が課せられている場合には免除されます(EU企業に規定されている上記の条件も満たす必要あり)。

チェコ共和国、EUまたはEEA加盟国、スイスに登録されている親会社に支払われる配当金は、一定の条件(特定の法的形態、12ヶ月間の最低10%の株式保有、非課税ではない事業体等)を満たせば、源泉税の対象とはなりません。

企業は、EU、EEA、またはチェコ共和国が租税条約を締結している国に居住する子会社の株式を売却し、その株式を12ヶ月間保有していた場合で、法人税率が12%以上の場合には、キャピタルゲインに対する課税が免除されます。対象となる保有株式は、非課税となる配当金と同様に定義されます。

関連企業間の利息およびロイヤリティ

チェコの居住者である会社、または他のEU加盟国で登録された会社のチェコの恒久的施設が、他のEU、EEA加盟国、またはスイスに居住する関連会社に支払う利息およびロイヤリティは、一定の条件(例:24ヶ月以上の継続的保有)が満たされていれば、チェコにおいては源泉税の対象とはなりません。

移転価格

一般に、関連者間の取引には独立企業間原則が適用されます。国内の移転価格税制についても、OECD移転価格ガイドラインに従う必要があります。新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関して、チェコの税務当局はOECDの解釈を全面的に採用していますが、特異なマーケットの状況によって損失を負担する企業についての明確な指針は出されていません。

移転価格は、チェコ税務当局のフォーカスエリアの1つとなっており、追徴税額は、ここ数年で大幅に増加しています。2020年、税務当局は13億6200万CZKの追加賦課税額を報告し、中期的にはさらに増加することが予想されています。

税務当局の焦点はグループ内のバリューチェーンにあり、税務当局による企業のローリスクエンティティへの分類が最も脅威となっています。専門的な税務調査においては、機能およびリスクプロファイル、価格設定、無形資産の移転に関する出口税、サービスフィーの立証といったテーマが扱われています。過去2年間の傾向として、金融取引の調査も厳しくなっています。

移転価格の文書化は義務ではなく、文書化しないこと自体に罰則はありません。しかし、税務調査において、企業は要求に応じて、通常15~30日以内に文書を提出することが求められています。文書の言語はチェコ語ですが、英語でも受理される可能性があります。法人税申告の際、納税者はさらに、関連者取引を添付資料で報告することが義務付けられています。税務当局は、収集したデータをもとに、税務調査の対象となる納税者を事前に選別するとともに、長期的な損失やタックスヘイブンなど、その他のリスク指標にもフォーカスしています。

国別報告書は完全に実施されています。

リスクを管理するために、関連者取引の適切な評価と最新の移転価格文書化が推奨されます。また、恒久的施設や支店への課税ベース割当方法など、グループ内取引で適用される移転価格算定方法について、税務当局に一国または二国間の事前協議を要請することが可能となっています。

過小資本税制

クレジット、借入、その他の負債性金融商品(キャッシュプーリング等)に関する金融費用は、以下該当する場合は損金不算入となります。

- 利率が借入側の利益と連動している場合、または
- 関連当事者からのクレジット、借入、その他の商品(バック・トゥ・バックの資金調達を含む)の合計が、資本の4倍(銀行および保険会社の場合は6倍)を超える場合

借入費用の損金算入

超過借入費用(すなわち、税控除可能な借入費用と課税対象となる借入収入との差額)は、税引前利益、利息、減価償却費および償却費から税務上算出される限度額までしか税控除できません。借入費用がこの限度額を超えた場合には、その超過額だけ課税ベースが増加します。損金不算入の借入費用は、翌課税期間に繰り越すことができます。限度額は8,000万CZKまたはEBITDAの30%です。

出国税

所有権の変更を伴わない外国への資産の移転(例えば、チェコ共和国の本社から外国の恒久的施設への移転(その逆も含む)、または外国への税務上の居住地の移転)は、課税の対象となります。

CFCルール

外国子会社が被支配外国企業(Controlled foreign company; CFC)としての要件を満たす場合、要件を満たす資産や活動からの所得は、チェコの支配企業(親会社)で課税されます。

被支配外国企業(CFC)とは、チェコの支配企業(親会社)が直接または間接的に50%以上を保有し、その実効税負担率がチェコの半分以下である企業を指します。

CFC規則は、主に子会社の利子、配当、ロイヤリティ等の所得に適用されます。

ハイブリッドミスマッチの課税

費用の二重控除等の企業グループレベルでのハイブリッドミスマッチに対応するために、課税対象となる所得が増加する場合があります。

課税期間

課税対象期間は通常、暦年です。ただし納税者が税務当局に届け出れば、異なる課税期間を選択することができます。

外国に支払われた所得の報告義務

納税者は、一般的には源泉徴収義務がありますが、源泉徴収された外国企業への支払いだけでなく、国内法または関連する租税条約に基づいて、特定のケースでは課税が免除される取引についても報告しなければなりません。

外国への源泉税が免除される所得の支払は、その所得が月に30万CZKを超える場合に報告しなければなりません。報告書は年に1回、翌年の1月末までに提出しなければなりません。源泉税が課税される所得の報告は、月単位で提出しなければなりません。

この義務には、利息、配当金、ロイヤリティ、サービス料等が含まれます

義務的開示制度 (DAC 6)

EU指令2018/822で定義されたホールマークを満たすクロスボーダー取決め(例えば、税務上のベネフィットを得ることが当該取決めの主な目的である場合)を税務当局に報告する義務が2020年中に実施されました。金融当局は、COVID-19パンデミックに対応して、DAC6の報告期限を延長しました。

2021年1月1日以降に利用可能もしくは実施の準備が整った、または最初のステップが行われた報告可能なクロスボーダー取決めは、関連する事象から30^o

個人所得税

税率

2021年1月1日より、2つの税率帯による累進課税が導入されました。平均賃金の48倍(4倍)までの所得には15%の第一税率が適用され、それ以上の所得には23%の第二税率が適用されます。

年間所得	月間所得	税率
CZK 1,867,728以下	CZK 155,644以下	15%
CZK 1,867,728超	CZK 155,644超	23%

所得税法の改正により、スーパークロス賃金の制度および7%の連帯税の制度は廃止されています。

従業員の課税標準

従業員の課税標準はグロスベースです。

チェコの公的社会保険・健康保険に加入している人で、年間収入が120万CZK(4万7千ユーロ)の場合、実効税率・社会保険料率は26%です。

課税対象となるベネフィット

例:

- 生活手当
- ホームリープ手当
- 私的に使用する社用車の購入価格の月1%分
- 雇用主が支払う燃料費
- 雇用主が負担する民間医療保険
- ストックオプション収入
- 外国および国内の税金の還付

非課税となるベネフィット

例:

- 法定期額までの年金および生命保険料
- 一定の条件で雇用主が提供する住宅(月3,500CZKを上限とする)
- 現金ではない医療費
- 現金以外の教育費

税免除

例:

・基礎控除	CZK 30,840
・第1子の控除	CZK 15,204
・第2子の控除	CZK 22,320
・第3子以降の控除	CZK 27,840
・配偶者控除	CZK 24,840

社会保険・健康保険

保険	負担		合計 (%)
	雇用主 (%)	従業員 (%)	
社会保険:			
・年金保険	21.5	6.5	28.0
・疫病保険	2.1	0	2.1
・失業保険	1.2	0	1.2
健康保険	9.0	4.5	13.5
合計 (%)	33.8	11.0	44.8

社会保険の算定基礎額の年間上限は、平均賃金の48倍となります(2022年には1,867,728CZK)。健康保険に上限は適用されません。

雇用主は、病気の1日目から14日目まで、従業員の賃金補償を支払う義務があります。法定の傷病手当は15日目から支払われます。

自営業者の課税標準

自営業者は、社会保険料や健康保険料を課税対象から控除することができません。実費を請求する代わりに、40~60% (農業従事者の場合は80%) の範囲で一括して控除することができます。ただし、控除額に制限がある場合もあります。

2021年1月1日より、自営業者を対象に、社会保険料と健康保険料を含む一括税が導入されました。ただし、VAT登録をしておらず、年間所得が100万CZKを超えない人が対象となります。

投資収益

不動産の譲渡によるキャピタルゲインは、個人の課税ベースに含まれます。非事業目的で保有する資産からの利益は、必要な保有期間が満たされなければ、課税免除の対象となります。

有価証券のキャピタルゲインは1年間の売却収入が100,000CZKを超えない場合、非課税となります。3年間の保有期間後は課税されません。

株式会社への参加によるキャピタルゲインは、5年間の保有期間を経て非課税となります。

付加価値税(VAT)

チェコでは3種類のVAT税率が適用されます。

標準税率 - 21%: ほとんどの製品およびサービス(下記を除く取引)

軽減税率15%: 食料品、特定の医薬品、特定の医療機器、住宅

軽減税率10%: ベビーフード、特定の医薬品、書籍、グルテンフリー食品、新聞。暖房、飲料水の供給、上下水道サービス

非課税 - 物品の輸出、域内供給、国際輸送および関連サービス、後にEU域外に発送される物品に関するサービス、およびVAT法で定義されたその他の供給。金融サービス、不動産サービスも非課税となります。

リバースチャージメカニズム: チェコのVAT納税者間で行われる特定の供給には、現地でのリバースチャージメカニズムが適用されます。具体的には、金、廃棄鉱物・廃棄物、建設・組立作業、排出権、穀物、金属、携帯電話、集積回路、タブレット、ノートパソコン、ビデオゲーム機、ガス・電気の供給、卸売業を営む企業向けの特定の電気通信サービス(および建設・組立作業のための労働力の提供)などが挙げられます。

物品税

物品税は、炭化水素燃料や潤滑油、蒸留酒、ワイン、ビール、タバコに対して課され、製品の種類に応じて1単位あたりの金額が定められています。

エネルギー税

エネルギー税は、天然ガスやその他のガス、電気、固形燃料に適用されます。エネルギー税の対象となるのは、チェコ国内で供給されるものに限られます。

広範な免税制度(例:冶金または鉱物学的プロセスで使用されるエネルギー)が適用されます。免除を受けるためには、税務当局の承認を得る必要があります。

不動産税

チェコ不動産登記簿に記録されている土地や、チェコ国内で使用・完成した建築物は、不動産税の対象となります。これは、課税対象期間に前もって評価する唯一の税金であり、暦年の初日の残高に基づいて評価されます。

この税金を支払う義務があるのは、不動産の所有者です。税務申告の義務は、暦年中に税額を決定するための事実に変化が生じた場合にのみ発生します(一定の例外を除く)。税務申告書の提出期限は1月31日です。5,000CZKまでの税金は5月31日までに1回で支払い、それを超える税金は5月31日と11月30日までに2回に分けて支払います。

課税基準、税率、および一定の係数の適用は不動産の種類と所在地(市町村)によって異なります。

不動産の種類によっては、不動産税が免除される場合もあります。不動産税は、法人所得税法上の損金算入が可能です。

不動産取得税

2019年12月以降に所有権の名義が不動産登記簿に登録された不動産の取得は、不動産取得税の対象外となります。不動産取得税は、2020年に遡及して廃止されています。

相続税・贈与税

2014年1月1日に贈与税と相続税が廃止されました。ただし、近親者間以外の贈与・相続には所得税が課せられます。

道路税

道路税は通常、チェコで登録された車両の運転者が支払います。

税率は、乗用車でCZK1,200～CZK4,200、その他の車ではCZK1,800～CZK37,800となっています。

租税条約ネットワーク

2021年1月1日現在、以下の国との条約が発効しています。

Albania	Hungary	Panama
Armenia	Iceland	Philippines
Australia	India	Poland
Austria	Indonesia	Portugal
Azerbaijan	Iran	Romania
Bahrain	Ireland	Russia
Bangladesh	Israel	Saudi Arabia
Barbados	Italy	Serbia
Belarus	Japan	Singapore
Belgium	Jordan	Slovakia
Bosnia and Herzegovina	Kazakhstan	Slovenia
Botswana	Kuwait	South Africa
Brazil	Kyrgyzstan	South Korea
Bulgaria	Latvia	Spain
Canada	Lebanon	Sri Lanka
Chile	Liechtenstein	Sweden
China	Lithuania	Switzerland
Columbia	Luxembourg	Syria
Croatia	Macedonia	Tajikistan
Cyprus	Malaysia	Thailand
Denmark	Malta	Tunisia
Egypt	Mexico	Turkey
Estonia	Moldova	Turkmenistan
Ethiopia	Mongolia	Ukraine
Finland	Montenegro	United Arab Emirates
France	Morocco	United Kingdom
Georgia	Netherlands	United States
Germany	New Zealand	Uzbekistan
Ghana	Nigeria	Venezuela
Greece	North Korea	Vietnam
Hong Kong	Norway	
	Pakistan	

投資インセンティブ

支援対象となる活動

- 製造業における新規製造工場の建設、既存工場の拡張（生産能力の拡張、生産ポートフォリオの多様化、生産プロセス全体の大幅な変更）
- 新しいテクノロジーセンター（R&Dまたはイノベーションセンター）の設立、または既存のセンターの拡張
- 新しい戦略的サービスセンターの設立、または既存のサービスセンターの拡張（ソフトウェアセンター、データセンター、修理センター、シェアードサービスセンターなど）

主なインセンティブ（国家補助の形態）：

- 法人税の免除（最大10年間）
- 新規雇用創出に対する助成金*
- 職業訓練に対し支給される助成金*
- 戰略的プロジェクトのための有形固定資産・無形資産の取得に対する現金助成*
- 土地の低廉価格での提供*
- 特定インダストリアルゾーンでの固定資産免除*

*投資プロジェクトの特定の地域のみを対象とした援助

インセンティブの限度額は、地域によって異なります。新規プロジェクトの場合、国家補助の総額は、大企業では投資額の40%まで、中規模企業では50%まで、小規模企業では60%となっています。

主な要件：

- 投資プロジェクトに関する作業は、チェコ投資庁に投資優遇措置の申請書（趣意書）を提出した後にのみ開始できます。
- 最低投資額が80百万CZK（約4億円）、および機械の取得には最低40百万CZK（約2億円）であること。
- 投資プロジェクトは、一部の例外を除き、高付加価値活動（月平均賃金と研究開発活動等）の要件を充足する必要があります。
- 申請書には、投資プロジェクトが地域や国にもたらすと予想される利益が数値化されていなければなりません。利益は適切に文書化されることが重要となります。
- すべての活動、建物、施設は環境基準を満たす必要があります。
- すべての申請は、政府の承認が必要です。
- すべての条件は、投資インセンティブ付与の決定がなされた日から3年以内に実現されなければなりません。

研究開発費控除

納税者が研究開発活動に要した費用は、税務上、課税所得の計算上、損金として2度控除することが可能となっています。

EU現金助成

現金助成は、チェコやEUの基金から得られます。しかし、個々のEU現金助成プログラムは、通常、限られた期間しか利用できません。

現在、2021年から2027年の新しいプログラム期間の準備が進められており、2022 年初めにNational Recovery Plan (NRP)、2022 年下半期にOperational Programme Technologies and Application for Competitiveness (OP TAC) の最初の募集が発表される予定です。

For more information, please contact:

KPMG Česká republika, s.r.o.

Pobřežní 1a

186 00 Praha 8

T: +420 222 123 625

www.kpmg.cz

or www.kpmg.com

Radek Halíček

Partner in charge of Tax
and Legal Services

rhalicek@kpmg.cz

Pavel Gorel

Associate Partner

pgorel@kpmg.cz

Tomáš Kroupa

Partner

tkroupa@kpmg.cz

Patrick Leonard

Partner

pleonard@kpmg.cz

Jan Linhart

Partner

jlinhart@kpmg.cz

Ladislav Malůšek

Partner

lmalusek@kpmg.cz

Pavel Otevřel

Director

potevrel@kpmg.cz

Pavel Rochowanski

Partner

prochowanski@kpmg.cz

Daniel Szmaragowski

Partner

dszmaragowski@kpmg.cz

Petr Toman

Partner

ptoman@kpmg.cz

This card was prepared as a quick reference tool for the most common tax rates and amounts. It represents the status as at 1 January 2022.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2022 KPMG Česká republika, s. r. o., a Czech limited liability company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.